

館林市空き家利活用助成金(購入/賃借/登録)

空き家バンクに空き家を登録したかた、又は空き家バンクに登録された空き家を購入(賃借)して居住するかたに助成を行います。

助成内容

| 対象者 | 限度額 |
|---------------------------|--|
| 市内在住で空き家を購入するかた | 200,000円 |
| 市への転入者で空き家を購入するかた | 400,000円 |
| 市内在住で空き家を賃借するかた | 1か月の家賃の1/3(上限20,000円) ※最長12か月 |
| 転入者で空き家を賃借するかた | 1か月の家賃の1/2(上限40,000円) ※最長12か月 |
| 空き家を登録するかた (市内・市外在住共通) | ・ 重点エリア内の場合 20,000円 ・ 重点エリア外の場合 10,000円 |

※ 重点エリア…市が指定したまちなかの重点エリアです。対象範囲については、市ホームページをご確認いただくか、企画課までお問い合わせください。

※ 売買又は賃貸借に際し、空き家所有者に対する助成はありません。

助成対象空き家

館林市空き家バンクに登録された個人所有の空き家

助成対象者

次の①から④のいずれにも該当するかた

① 次のいずれかに該当するかた

ア 助成対象空き家を購入又は賃借し2年以上居住するかた
(転入者にあつては、1年以上本市に居住していないかた)

イ 助成対象空き家を登録したかた

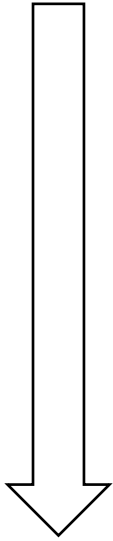
② 市税の滞納がないかた

③ 館林市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないかた

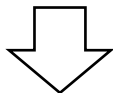
④ 過去に同一種類の助成金の交付を受けていないかた

《手続きの流れ》

交付申請



助成金
交付決定



助成金請求

・以下の書類を企画課へ提出してください。

※ 助成金の内容によって、提出書類が異なります。

- ① 空き家利活用助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 添付書類
 - (1) 購入助成金
 - ア 助成対象者の住民票
 - イ 土地及び建物の登記事項証明書
 - ウ 売買契約書(写)
 - エ 誓約書(様式第2号)
 - (2) 賃借助成金
 - ア 助成対象者の住民票
 - イ 賃貸借契約書(写)
 - ウ 誓約書(様式第2号)
 - (3) 登録助成金
 - ア 空き家登録決定通知書(写)

・書類審査後、市から空き家利活用助成金の交付決定を通知します。

・以下の書類を企画課へ提出してください。

※ 助成金の内容によって、提出時期・提出書類が異なります。

- ① 空き家利活用助成金請求書(様式第13号)
 - ※ 購入又は登録助成金の場合は、交付決定後に提出
 - ※ 賃借助成金の場合は、当該年度分の助成対象となる全賃借料の支払完了後30日以内に提出
- ② 添付書類(賃借助成金のみ)
 - ア 各種領収書又はそれを証明できる書類(写)

※ 交付決定内容を変更する場合は、空き家利活用助成金交付変更申請書(様式第5号)を提出してください。

※ 空き家の利活用を中止する必要がある場合は、空き家利活用助成金交付取止め届(様式第11号)を提出してください。

※ 賃借助成金の交付を受けたかたについては、賃貸借契約満了時に、空き家成約物件報告書(様式第14号)を提出してください。

【問合せ】館林市役所 企画課 政策推進係

TEL:0276-47-5102(直通)

Mail:kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp